



平成 31 年 2 月 27 日
自動車局技術政策課

セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、 安全性を確保しつつ、基準を緩和します。

～基準緩和自動車の認定要領等の一部改正について～

国土交通省は、通達改正により、本年 3 月からセミトレーラで運搬できる建設資材等の運搬方法について基準を緩和し、トラック輸送における生産性の向上などを図ります。

また、違反点数を明確化するなどにより、悪質事業者等への対応の厳格化を図ります。

1. 背景

トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あがて課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も見受けられるところです。

これらの状況を踏まえ、一定の条件を付すことにより、幅広の建設資材や建造用鋼板の複数積載を認めるとともに、処分の厳格化等を図ることとします。

2. 改正通達

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成 9 年 9 月 19 日自技第 193 号）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成 29 年 7 月 3 日国自技第 49 号）

3. 改正概要

(1) 幅広貨物の輸送について（認定要領）

幅広トレーラ（幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ）を使用し、幅及び長さにおいて 2.5 メートルを超える分割不可能な建設資材や建造用鋼板などの幅広貨物を、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量 28 トン（構造により 36 トン）を超えない範囲での複数積載を認めることとします。

(2) 処分の厳格化（認定要領及び処分要領）

基準緩和を受けて運行する者による法令違反を抑止する観点から、法令が遵守されていない（関係法令違反により事業停止等の行政処分を受けた）場合には、一定期間緩和認定を行わないよう措置することとします。

また、基準緩和を受けた自動車が積載貨物を落下させ、事故を惹起した場合などにおける違反点数の明確化により、厳正に処分が実施できるようにします。

国土交通省としては、運行の安全を確保するための条件及び関係法令を遵守していたき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

4. 施行日

平成 31 年 3 月 1 日（ただし、3. (2) 前段の措置については 2019 年 9 月 1 日）

なお、本年 1 月 7 日から 2 月 6 日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190901&Mode=2>

＜お問い合わせ先＞ 自動車局技術政策課 吉池、市川
電話：03-5253-8111（内線 42216、42259）
直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

【参考】基準緩和自動車の認定制度の見直しについて

【背景】トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あがて課題解決に向けた様々な取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も発生しています。

【運送業界要望】 安全性が確保された効率的な輸送、悪質な運送事業者等への厳格な対応

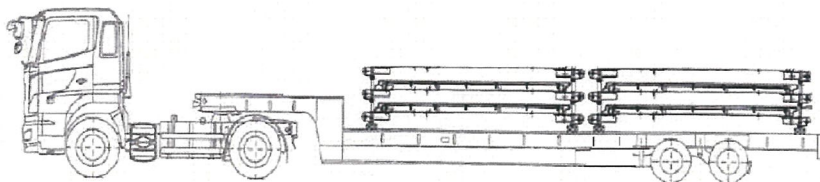
認定要領、処分要領改正

幅広貨物の複数輸送について（2019年3月から）

- 幅広トレーラ※¹を使用し、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲で幅広貨物※²の複数積載を認めることとします。

※¹ 幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ

※² 合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物



処分要領における違反点数の明確化（2019年3月から）

- 適切に貨物を積載せずに、幅広貨物を落下させた場合
・・・8点（新設）
- 幅広貨物の制限違反・・・3点（新設）
- 積載重量の制限違反・・・3点（既設）

基準緩和自動車の申請者条件を追加（2019年9月から）

- 申請日前3ヶ月（悪質違反6ヶ月）間又は申請日以降に以下の処分を受けた者ではないことを条件とします。（継続申請除く）
 - ・ 保安基準緩和の認定の取消処分
 - ・ 貨物自動車運送事業法違反による自動車等の使用停止
- 以上の処分、道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（事業用貨物自動車の申請に限る）

幅広トレーラへの幅広貨物の複数積載等に係る Q & A

2019 年 3 月 6 日

<幅広トレーラへの申請 関係>

Q 1. 既存の基準緩和を受けている幅広トレーラへの幅広貨物の複数積載を行う場合、どのような手続きが必要となるのか。

また、永久緩和（平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和）を受けていた場合、許可期間が付与されるのか。

A 1. 新たに幅広貨物の基準緩和認定及び車検証の記載変更が必要です。

なお、平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和を受けていた場合において、車両の構造に変更が無いものについては、基準緩和認定の際、許可期間は付与されません。

Q 2. 既存の基準緩和を受けている幅広トレーラに新たにスタンションを追加して幅広貨物の複数積載を行う場合、どのような手続きが必要となるのか。

また、永久緩和（平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和）を受けていた場合、許可期間が付与されるのか。

A 2. 新たに幅広貨物と単体物品基準緩和認定及び構造変更検査が必要です。

なお、平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和を受けていた場合において、車両の構造が変更されることから、基準緩和認定の際、単体物品基準緩和認定にかかる許可期間は付与されます。

<幅広トレーラへの幅広貨物の複数積載 関係>

Q 3. 形状の異なる種類の幅広貨物を組み合わせた複数積載はできるのか。

また、幅広貨物と幅広ではない貨物を組み合わせた複数積載はできるのか。

A 3. 組み合わせる貨物のすべてが認定要領第 2（4）に定める幅広貨物（合成床版、建設用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さが 2.5 メートルを超える分割不可能な貨物）であれば積載物の形状は限定されませんが、幅広貨物以外の貨物を組み合わせた複数積載はできません。

なお、幅広貨物の複数積載の条件として、積載物の荷崩れや落下防止措置を講じることが付され、これに違反し積載物を落下させた場合や幅広貨物以外の貨物の複数積載については違反点数が課されることとなっていますので、法令を遵守した安全な運行をお願いします。

<認定要領第 4 第 3 項の適用について（基準緩和自動車の申請者条件 関係）>

Q 4. 既に基準緩和を受けている内容の変更申請を行う場合、認定要領第 4 第 3 項欠格者の対象となるのか。

A 4. 変更申請（認定を受けた者の氏名・名称、使用の本拠の位置又は運輸局長の指定事項に係るもの）については対象外です。また、継続緩和の認定についても対象外です。

Q 5. 申請日前 6 ヶ月間の違反内容が対象となる「悪質な違反」とは、どのような違反を指すのか。

A 5. 各運輸局長からの公示「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」等と合わせることとしており、今後、地方運輸局より周知される予定となっております。

なお、悪質な違反の具体例としては、次のとおりです。

- a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
- c 事業の停止処分の場合。
- d 基準緩和認定の取り消し処分を受けた場合のうち、基準緩和自動車の行政処分等要領別表第 1 の違反事項 6 及び 7 に該当した場合、同要領別表第 2 に掲げる事故のうち社会的に影響のある事故を引き起こした場合及び同要領別表第 3 に掲げる関係法令違反に該当した場合に限る。